

荷役作業による労働災害を防ごう！

「荷役作業中」に多発

陸上貨物運送事業で発生した労働災害の約7割は、荷役作業中に発生しています。そのうち最も多いのは、荷台等からの「**墜落・転落**」災害です。

荷役作業を行うときは、荷主等の場所であることが多く、現場のパトロールが難しいこと、労働者が管理者等による直接の指示を受けにくいこと、単独作業が多いこと等が考えられます。

社内における安全対策はもちろんのこと、労働者一人ひとりが「**安全を最優先で荷役作業に取り組む**」意識づくりも重要です。

「墜落・転落」を防ぐために

1メートルは一命取る！

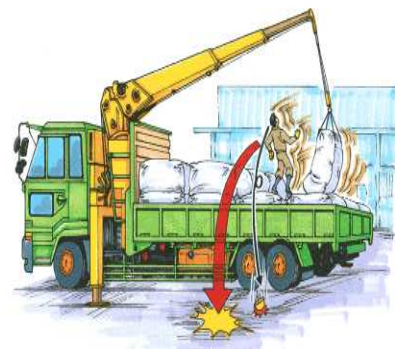
作業を行う前に、荷台の上やトラック周辺の床・地面等を確認し、資材等が置かれている場合には、できるかぎり**整理・整頓**する。

荷や荷台の上での作業は、荷台端の付近で**背を荷台外側に向け**ない、後ずさりしない。

保護帽（ヘルメット）は、衝撃吸収ライナー入りの**墜落時保護用**（国家検定規格）を使用する。



1メートルの高さから落ちた場合でも、打ちどころによっては死亡に至ることがあります。



作業の内容や場所にに応じて、耐滑性等の機能を有する安全靴を使用する。

荷台や運転席への昇降時は、手すり等を使用して行動する（3点確保）。

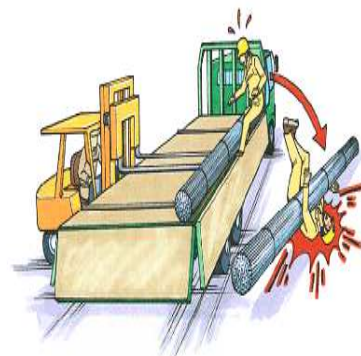
駐停車の場所は、あらかじめ確認のうえ、降車時に、必ず**逸走防止措置**（パーキングブレーキ エンジン停止 ギアロック 輪止め）を行う。

「フォークリフト」による労働災害を防ぐために

フォークリフトを用いて作業を行うときは、積込みや積降し作業を確認のうえ、**運転資格者**の配置、**許容荷重**の遵守、走行ルート等を決める。

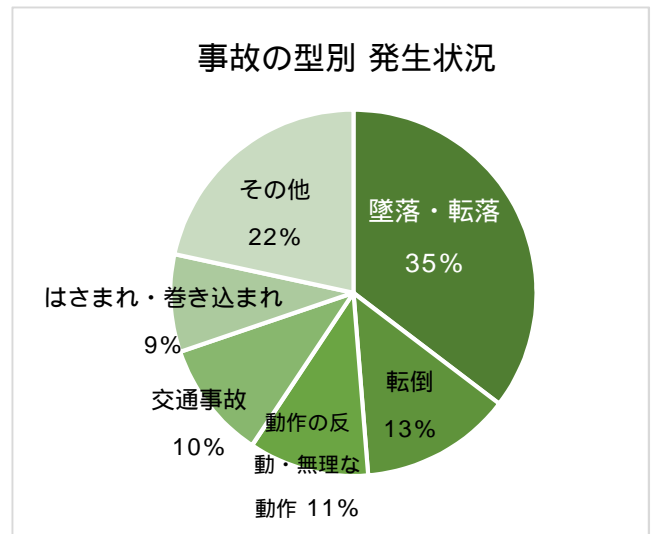
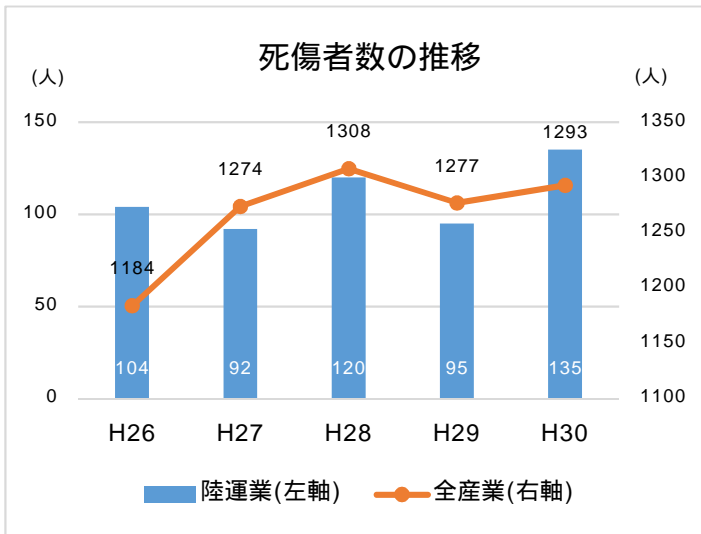
フォークリフトの運転者に対する作業の指示や合図は、荷台の上ではなく、できるかぎり地上から行う。

フォークリフトと労働者の接触を防ぐため、歩行者の安全通路を確保する。



陸上貨物運送事業の「労働災害発生状況」

【出典】労働者死傷病報告（休業4日以上之死傷災害 H26～H30 山口労働局管内）



陸上貨物運送事業の「主な災害事例」

【出典】労働者死傷病報告（休業4日以上之死傷災害 H29～R1 徳山労働基準監督署管内）

	災害発生状況	休業見込
1	ダンプトラックへの積込作業が終了し、はしごを降りていたところ、はしご側にあった設備に体をぶつけた（運転手、肋骨骨折）。	3週
2	荷主先でトラックのコンテナ内での作業を終え、コンテナから後ろ向きで降りようと、ステップに足をかけたところ、踏み外して落ちた（運転手、頸髄損傷）。	1か月
3	荷主先でパレットを荷降ろし後、荷台の上で資材を整理中、資材につまづいて落ちた（運転手、股関節骨折）。	1か月
4	宅配先の荷物をトラックの荷台から降ろしているとき、荷物を持った状態で荷台から落ちた（運転手、頭部裂傷）。	2週
5	荷受先でトラックの荷台から荷降ろしの準備をしていたとき、雨で濡れていた荷台の床で足をすべらせ、荷台から落ちた（運転手、肋骨骨盤骨折）。	3週
6	荷主工場で積み込み作業中、荷台に積みつけた荷の側面を養生しようとして足を踏み外し落ちた（運転手、骨盤骨折）。	3か月
7	トラックホームに着車して荷を降ろそうと荷台に乗り込むとき、足をすべらせて荷台とトラックホームの間に落ちた（運転手、足挫創）。	1週
8	配達先で荷台から降りるとき、ステップを踏み外して落ちた（運転手、肩脱臼）。	2週
9	車庫でダンプトラックの点検中、ダンプトラックの昇降タラップを降りた瞬間、転倒した（運転手、手肘打撲）。	2週
10	荷台（コンテナ）内で手を離れたハンドリフトが動き出したのを止めようと追いかけて、バランスを崩して荷台から飛び降りた（荷役作業員、踵（かかと）骨折）。	8週